

理 由 書

資料2-2

本理由書は、富士見都市計画地区計画の変更（富士見市：水子地区）についての理由を示したものです。

I. 富士見都市計画区域における位置等

富士見都市計画区域に含まれる土地の区域は、富士見市、ふじみ野市及び三芳町の行政区域の全域です。

【富士見市：水子地区】

本地区（約9.5ha）は、富士見市の南部、東武東上線みずほ台駅から徒歩圏内に位置し、地区の周囲を東武東上線・国道254号・県道ふじみ野朝霞線や新河岸川に囲まれ、主に戸建住宅が建ち並ぶ区域です。

II. 変更理由

本地区は、旧暫定逆線引き地区であり、平成22年11月19日の市街化区域編入にあわせ、地区計画を決定し、緑豊かな環境の維持・保全、街並み景観の形成や計画的なまちづくりを進めるために、小規模土地区画整理事業による良質な宅地供給を進めてきました。

この度、水子地区の一部である北別所地区において、小規模土地区画整理事業の実施が確実となったことから、北別所地区の道路を新たに地区施設に位置づけ、事業による整備効果を担保し、将来にわたって良質な宅地を維持・保全するため、地区計画を変更するものです。

III. 変更内容

現地区計画では、58路線を地区施設（道路）として定めています。

今回の変更は、これらの路線に以下の2路線を追加するものです。

名 称	幅 員	延 長
6-20号	6.0m	約 162m
5-16号	5.0m	約 130m

IV. 関連する都市計画

本地区の地区計画の変更とあわせ、決定・変更する都市計画はありません。